

市 政 報 告

令和 8 年 3 月 19 日
第 1 回市議会定例会

令和 8 年第 1 回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

「本市元職員への判決の言い渡し」について申し上げます。

本市の公共下水道工事に関連する事件において、収賄及び背任の罪により札幌地方検察庁に起訴されていた元上下水道課長補佐 本田強志被告の判決公判が、去る令和 8 年 3 月 13 日、札幌地方裁判所において行われ、「公務員としての倫理観が希薄であり、公務遂行の公正に対する信頼を害する犯行であった」などとして、懲役 2 年 6 か月、追徴金 85 万 3,955 円の判決が言い渡されたところであります。

現在、判決後 14 日間とされる控訴期間中であり、現時点において判決は確定しておりませんが、今後については、その動向を注視しながら、引き続き、本市の顧問弁護士をとおして必要な対応をしてまいります。

以上、申し上げまして報告を終わります。